

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正																
料金表 第 1 表 第一種郵便物の料金 第 1 適用 1 (略) 2 特別料金 (1) 次に掲げる郵便物については、第 2 の 1 (基本料金) の規定にかかわらず、第 2 の 2 (特別料金) に規定する料金を適用します。 ア 次に掲げる条件を満たす定形郵便物又は定形外郵便物 (以下「郵便区内特別郵便物」といいます。) (ア) 同一の郵便区内のみにおいてその引受け及び配達を行うもの又は当社が郵便物の地域区分事務を行う事業所として別に定める事業所 (以下「地域区分局」といいます。) 間の運送を要しないものであって、差出事業所 (地域区分局及び当社が別に定める事業所 (以下「地域区分局等」といいます。)) に限ります。) が指定する郵便区にあてて差し出されたものであること。 (イ) ・ (ウ) (略) (注 1) (略) (注 2) (ア) の差出事業所として当社が別に定める事業所は、名古屋神宮郵便局とします。 (注 3) (略) イ～オ (略) (2) (略) 第 2 (略) 別記 1 1 の 2 郵便物の地域区分事務を行う事業所である郵便区内特別郵便物の差出事業所 <table border="1"> <tr> <th>都道府県名</th><th>事業所名</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>岐阜県</td><td>岐阜中央郵便局</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 別記 1 5 バーコード付郵便区内特別郵便物の差出事業所	都道府県名	事業所名	(略)	(略)	岐阜県	岐阜中央郵便局	(略)	(略)	料金表 第 1 表 第一種郵便物の料金 第 1 適用 1 (略) 2 特別料金 (1) 次に掲げる郵便物については、第 2 の 1 (基本料金) の規定にかかわらず、第 2 の 2 (特別料金) に規定する料金を適用します。 ア 次に掲げる条件を満たす定形郵便物又は定形外郵便物 (以下「郵便区内特別郵便物」といいます。) (ア) 同一の郵便区内のみにおいてその引受け及び配達を行うもの又は当社が郵便物の地域区分事務を行う事業所として別に定める事業所 (以下「地域区分局」といいます。) 間の運送を要しないものであって、差出事業所 (地域区分局及び当社が別に定める事業所 (以下「地域区分局等」といいます。)) に限ります。) が指定する郵便区にあてて差し出されたものであること。 (イ) ・ (ウ) (略) (注 1) (略) (注 2) (ア) の差出事業所として当社が別に定める事業所は、岐阜中央郵便局及び名古屋神宮郵便局とします。 (注 3) (略) イ～オ (略) (2) (略) 第 2 (略) 別記 1 1 の 2 郵便物の地域区分事務を行う事業所である郵便区内特別郵便物の差出事業所 <table border="1"> <tr> <th>都道府県名</th><th>事業所名</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(削る)</td><td>(削る)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 別記 1 5 バーコード付郵便区内特別郵便物の差出事業所	都道府県名	事業所名	(略)	(略)	(削る)	(削る)	(略)	(略)
都道府県名	事業所名																
(略)	(略)																
岐阜県	岐阜中央郵便局																
(略)	(略)																
都道府県名	事業所名																
(略)	(略)																
(削る)	(削る)																
(略)	(略)																

次のいずれかの事業所とします。

1 次表に掲げる事業所

都道府県名	事業所名
北海道	愛別郵便局、赤平郵便局、阿寒郵便局、阿寒湖郵便局、浅茅野郵便局、朝日郵便局、旭川中央郵便局、旭川東郵便局、芦別郵便局、足寄郵便局、厚賀郵便局、厚岸郵便局、厚沢部郵便局、厚田郵便局、厚床郵便局、厚別郵便局、厚真郵便局、姉別郵便局、網走郵便局、虻田郵便局、幾寅郵便局、石狩郵便局、石狩北郵便局、 石崎郵便局 、今金郵便局、岩内郵便局、岩見沢郵便局、有珠郵便局、歌登郵便局、宇登呂郵便局、浦臼郵便局、浦河郵便局、浦幌郵便局、江差郵便局、枝幸郵便局、恵庭郵便局、江別郵便局、江良郵便局、えりも郵便局、遠軽郵便局、遠別郵便局、追分郵便局、雄武郵便局、大岸郵便局、大滝郵便局、大沼郵便局、丘珠郵便局、奥尻郵便局、置戸郵便局、興部郵便局、長万部郵便局、小樽郵便局、乙忠部郵便局、音威子府郵便局、音更郵便局、乙部郵便局、鬼鹿郵便局、鬼志別郵便局、帯広郵便局、小平郵便局、尾幌郵便局、大嘗地郵便局、音別郵便局、上厚真郵便局、上川郵便局、上士幌郵便局、上渚滑郵便局、上ノ国郵便局、上富良野郵便局、上湧別郵便局、神恵内郵便局、川湯郵便局、木古内郵便局、北桧山郵便局、北広島郵便局、北広島西郵便局、北見郵便局、喜茂別郵便局、京極郵便局、清里郵便局、霧多布郵便局、釧路中央郵便局、釧路西郵便局、釧路東郵便局、屈足郵便局、倶知安郵便局、久遠郵便局、熊石郵便局、栗沢郵便局、栗山郵便局、黒松内郵便局、訓子府郵便局、薫別郵便局、小清水郵便局、虎杖浜郵便局、古丹別郵便局、小向郵便局、 札弦郵便局 、札内郵便局、札幌北郵便局、札幌白石郵便局、札幌中央郵便局、札幌西郵便局、札幌南郵便局、様似郵便局、更別郵便局、佐呂間郵便局、鹿追郵便局、鹿部郵便局、静内郵便局、篠路郵便局、標茶郵便局、士別郵便局、標津郵便局、士幌郵便局、島牧郵便局、清水郵便局、清水沢郵便局、占冠郵便局、下川郵便局、舎熊郵便局、斜里郵便局、定山溪郵便局、渚滑郵便局、初山別郵便局、庶野郵便局、庶路郵便局、白老郵便局、白滝郵便局、白糠郵便局、尻岸内郵便局、後志泊郵便局、新篠津郵便局、新得郵便局、寿都郵便局、砂川郵便局、瀬棚郵便局、銭函郵便局、 仙美里郵便局 、壮瞥郵便局、宗谷郵便局、大樹郵便局、大正郵便局、鷹栖郵便局、滝川郵便局、滝上郵便局、館郵便局、伊達郵便局、 館平郵便局 、端野郵便局、秩父別郵便局、千歳郵便局、茶内郵便局、忠類郵便局、月形郵便局、津別郵便局、鶴居郵便局、手稲郵便局、天売郵便局、天塩郵便局、弟子屈郵便局、遠浅郵便局、当別郵便局、当麻郵便局、洞爺郵便局、塘路郵便局、遠矢郵便局、十勝池田郵便局、常呂郵便局、苫小牧郵便局、苫前郵便局、富川郵便局、豊浦郵便局、豊頃郵便局、豊富郵便局、豊平郵便局、中川郵便局、中札内郵便局、中標津郵便局、中春別郵便局、中頓別郵便局、 中西別郵便局 、長沼郵便局、永山郵便局、中湧別郵便局、七飯郵便局、名寄郵便局、南幌郵便局、西興部郵便局、西帯広郵便局、西春別駅前郵便局、虹別郵便局、ニセコ郵便局、沼川郵便局、沼田郵便局、根室郵便局、野塚郵便局、野幌郵便局、登別郵便局、函館北郵便局、函館中央郵便局、函館東郵便局、羽幌郵便局、浜小清水郵便局、浜頓別郵便局、浜中郵便局、浜益郵便局、早来雪だるま郵便局、芭露郵便局、美瑛郵便局、東室蘭郵便局、東藻琴郵便局、美国郵便局、日高郵便局、比布郵便

次のいずれかの事業所とします。

1 次表に掲げる事業所

都道府県名	事業所名
北海道	愛別郵便局、赤平郵便局、阿寒郵便局、阿寒湖郵便局、浅茅野郵便局、朝日郵便局、旭川中央郵便局、旭川東郵便局、芦別郵便局、足寄郵便局、厚賀郵便局、厚岸郵便局、厚沢部郵便局、厚田郵便局、厚床郵便局、厚別郵便局、厚真郵便局、姉別郵便局、網走郵便局、虻田郵便局、幾寅郵便局、石狩郵便局、石狩北郵便局、今金郵便局、岩内郵便局、岩見沢郵便局、有珠郵便局、歌登郵便局、宇登呂郵便局、浦臼郵便局、浦河郵便局、浦幌郵便局、江差郵便局、枝幸郵便局、恵庭郵便局、江別郵便局、江良郵便局、えりも郵便局、遠軽郵便局、遠別郵便局、追分郵便局、雄武郵便局、大岸郵便局、大滝郵便局、大沼郵便局、丘珠郵便局、奥尻郵便局、置戸郵便局、興部郵便局、長万部郵便局、小樽郵便局、乙忠部郵便局、音威子府郵便局、音更郵便局、乙部郵便局、鬼鹿郵便局、鬼志別郵便局、帯広郵便局、小平郵便局、尾幌郵便局、大嘗地郵便局、音別郵便局、上厚真郵便局、上川郵便局、上士幌郵便局、上渚滑郵便局、上ノ国郵便局、上富良野郵便局、上湧別郵便局、神恵内郵便局、川湯郵便局、木古内郵便局、北桧山郵便局、北広島郵便局、北広島西郵便局、北見郵便局、喜茂別郵便局、京極郵便局、清里郵便局、霧多布郵便局、釧路中央郵便局、釧路西郵便局、釧路東郵便局、屈足郵便局、倶知安郵便局、久遠郵便局、熊石郵便局、栗沢郵便局、栗山郵便局、黒松内郵便局、訓子府郵便局、薫別郵便局、小清水郵便局、虎杖浜郵便局、古丹別郵便局、小向郵便局、札内郵便局、札幌北郵便局、札幌白石郵便局、札幌中央郵便局、札幌西郵便局、札幌南郵便局、様似郵便局、更別郵便局、佐呂間郵便局、鹿追郵便局、鹿部郵便局、静内郵便局、篠路郵便局、標茶郵便局、士別郵便局、標津郵便局、士幌郵便局、島牧郵便局、清水郵便局、清水沢郵便局、占冠郵便局、下川郵便局、舎熊郵便局、斜里郵便局、定山溪郵便局、渚滑郵便局、初山別郵便局、庶野郵便局、庶路郵便局、白老郵便局、白滝郵便局、白糠郵便局、尻岸内郵便局、後志泊郵便局、新篠津郵便局、新得郵便局、寿都郵便局、砂川郵便局、瀬棚郵便局、銭函郵便局、壮瞥郵便局、宗谷郵便局、大樹郵便局、大正郵便局、鷹栖郵便局、滝川郵便局、滝上郵便局、館郵便局、伊達郵便局、端野郵便局、秩父別郵便局、千歳郵便局、茶内郵便局、忠類郵便局、月形郵便局、津別郵便局、鶴居郵便局、手稲郵便局、天売郵便局、天塩郵便局、弟子屈郵便局、遠浅郵便局、当別郵便局、当麻郵便局、洞爺郵便局、塘路郵便局、遠矢郵便局、十勝池田郵便局、常呂郵便局、苫小牧郵便局、苫前郵便局、富川郵便局、豊浦郵便局、豊頃郵便局、豊富郵便局、豊平郵便局、中川郵便局、中札内郵便局、中標津郵便局、中春別郵便局、中頓別郵便局、長沼郵便局、永山郵便局、中湧別郵便局、七飯郵便局、名寄郵便局、南幌郵便局、西興部郵便局、西帯広郵便局、西春別駅前郵便局、虹別郵便局、ニセコ郵便局、沼川郵便局、沼田郵便局、根室郵便局、野塚郵便局、野幌郵便局、登別郵便局、函館北郵便局、函館中央郵便局、函館東郵便局、羽幌郵便局、浜小清水郵便局、浜頓別郵便局、浜中郵便局、浜益郵便局、早来雪だるま郵便局、芭露郵便局、美瑛郵便局、東室蘭郵便局、東藻琴郵便局、美国郵便局、日高郵便局、比布郵便局、美唄郵便局、美深郵便局、美幌郵便局、平取郵便局、広尾郵便局、風連

	局、三好郵便局、明治郵便局、名東郵便局、 盛岡郵便局 、守山郵便局、師崎郵便局及び弥富郵便局		郵便局
三重県	青山郵便局、阿児郵便局、阿田和郵便局、安濃郵便局、 阿山郵便局 、伊賀郵便局、五郷郵便局、伊勢郵便局、磯部郵便局、一志郵便局、入鹿郵便局、上野郵便局、内城田郵便局、鶴殿郵便局、嬉野郵便局、大台郵便局、大宮郵便局、 大山田郵便局 、奥津郵便局、荻原郵便局、尾鷲郵便局、亀山郵便局、粥見郵便局、川俣郵便局、紀伊長島郵便局、紀勢郵便局、熊野郵便局、桑名郵便局、五ヶ所郵便局、志摩郵便局、白子郵便局、鈴鹿郵便局、 大王郵便局 、多気郵便局、槌柄郵便局、玉城郵便局、津中央郵便局、東員郵便局、鳥羽郵便局、名張郵便局、白山郵便局、松阪郵便局、美里郵便局、美杉郵便局、海山郵便局、宮前郵便局、棕本郵便局、明和郵便局、四日市郵便局及び四日市西郵便局	三重県	青山郵便局、阿児郵便局、阿田和郵便局、安濃郵便局、伊賀郵便局、五郷郵便局、伊勢郵便局、磯部郵便局、一志郵便局、入鹿郵便局、上野郵便局、内城田郵便局、鶴殿郵便局、嬉野郵便局、大台郵便局、大宮郵便局、奥津郵便局、荻原郵便局、尾鷲郵便局、亀山郵便局、粥見郵便局、川俣郵便局、紀伊長島郵便局、紀勢郵便局、熊野郵便局、桑名郵便局、五ヶ所郵便局、志摩郵便局、白子郵便局、鈴鹿郵便局、多気郵便局、槌柄郵便局、玉城郵便局、津中央郵便局、東員郵便局、鳥羽郵便局、名張郵便局、白山郵便局、松阪郵便局、美里郵便局、美杉郵便局、海山郵便局、宮前郵便局、棕本郵便局、明和郵便局、四日市郵便局及び四日市西郵便局
(略)	(略)	(略)	(略)
熊本県	芦北郵便局、阿蘇郵便局、天草郵便局、荒尾郵便局、泉郵便局、一の宮郵便局、五木郵便局、一勝地郵便局、植木郵便局、牛深郵便局、宇土郵便局、産山郵便局、大津郵便局、大矢野郵便局、小川郵便局、小国郵便局、小島郵便局、鏡郵便局、嘉島郵便局、金内郵便局、鹿北郵便局、鹿本郵便局、河浦郵便局、川尻郵便局、河内郵便局、河陽郵便局、菊鹿郵便局、菊水郵便局、菊池郵便局、玉東郵便局、草部郵便局、熊本北郵便局、熊本中央郵便局、熊本東郵便局、甲佐郵便局、上津浦郵便局、五家荘郵便局、御所浦郵便局、佐伊津郵便局、泗水郵便局、下浦郵便局、城南郵便局、新和郵便局、栖本郵便局、清和郵便局、蘇陽郵便局、高森郵便局、 田浦郵便局 、玉名郵便局、多良木郵便局、東陽郵便局、砥用郵便局、豊野郵便局、長洲郵便局、七滝郵便局、波野郵便局、南関郵便局、錦郵便局、白水郵便局、浜町郵便局、人吉郵便局、日奈久郵便局、姫戸郵便局、二江郵便局、坊中郵便局、本渡郵便局、益城郵便局、松橋郵便局、三加和郵便局、三角郵便局、水俣郵便局、御船郵便局、宮地岳郵便局、宮原郵便局、免田郵便局、八代郵便局、山鹿郵便局、 湯浦郵便局 、湯前郵便局、龍ヶ岳郵便局、竜北郵便局及び苓北郵便局	熊本県	芦北郵便局、阿蘇郵便局、天草郵便局、荒尾郵便局、泉郵便局、一の宮郵便局、五木郵便局、一勝地郵便局、植木郵便局、牛深郵便局、宇土郵便局、産山郵便局、大津郵便局、大矢野郵便局、小川郵便局、小国郵便局、小島郵便局、鏡郵便局、嘉島郵便局、金内郵便局、鹿北郵便局、鹿本郵便局、河浦郵便局、川尻郵便局、河内郵便局、河陽郵便局、菊鹿郵便局、菊水郵便局、菊池郵便局、玉東郵便局、草部郵便局、熊本北郵便局、熊本中央郵便局、熊本東郵便局、甲佐郵便局、上津浦郵便局、五家荘郵便局、御所浦郵便局、佐伊津郵便局、泗水郵便局、下浦郵便局、城南郵便局、新和郵便局、栖本郵便局、清和郵便局、蘇陽郵便局、高森郵便局、玉名郵便局、多良木郵便局、東陽郵便局、砥用郵便局、豊野郵便局、長洲郵便局、七滝郵便局、波野郵便局、南関郵便局、錦郵便局、白水郵便局、浜町郵便局、人吉郵便局、日奈久郵便局、姫戸郵便局、二江郵便局、坊中郵便局、本渡郵便局、益城郵便局、松橋郵便局、三加和郵便局、三角郵便局、水俣郵便局、御船郵便局、宮地岳郵便局、宮原郵便局、免田郵便局、八代郵便局、山鹿郵便局、湯前郵便局、龍ヶ岳郵便局、竜北郵便局及び苓北郵便局
大分県	安岐郵便局、朝来郵便局、安心院郵便局、天ヶ瀬郵便局、五馬郵便局、犬飼郵便局、今津郵便局、臼杵郵便局、恵良郵便局、大分中央郵便局、大分東郵便局、大分南郵便局、大鶴郵便局、大野郵便局、大山郵便局、緒方郵便局、荻郵便局、乙女郵便局、小野市郵便局、柿坂郵便局、蒲江郵便局、北馬城郵便局、北山田郵便局、杵築郵便局、久住郵便局、玖珠郵便局、国東郵便局、国見郵便局、幸崎郵便局、上津郵便局、佐伯郵便局、佐賀関郵便局、庄内郵便局、竹田郵便局、津江郵便局、津久見郵便局、富来郵便局、直川郵便局、中川郵便局、長洲郵便局、中津郵便局、長峰郵便局、西有田郵便局、野上郵便局、野津郵便局、野津原郵便局、飯田高原郵便局、 東中浦郵便局 、日出郵便局、日田郵便局、豊後高田郵便局、戸次郵便局、別府郵便局、三重郵便局、南山田郵便局、三花郵便局、武蔵郵便局、耶馬溪郵便局、山香郵便局、山国郵便局、由布院郵便局及び四日市郵便局	大分県	安岐郵便局、朝来郵便局、安心院郵便局、天ヶ瀬郵便局、五馬郵便局、犬飼郵便局、今津郵便局、臼杵郵便局、恵良郵便局、大分中央郵便局、大分東郵便局、大分南郵便局、大鶴郵便局、大野郵便局、大山郵便局、緒方郵便局、荻郵便局、乙女郵便局、小野市郵便局、柿坂郵便局、蒲江郵便局、北馬城郵便局、北山田郵便局、杵築郵便局、久住郵便局、玖珠郵便局、国東郵便局、国見郵便局、幸崎郵便局、上津郵便局、佐伯郵便局、佐賀関郵便局、庄内郵便局、竹田郵便局、津江郵便局、津久見郵便局、富来郵便局、直川郵便局、中川郵便局、長洲郵便局、中津郵便局、長峰郵便局、西有田郵便局、野上郵便局、野津郵便局、野津原郵便局、飯田高原郵便局、日出郵便局、日田郵便局、豊後高田郵便局、戸次郵便局、別府郵便局、三重郵便局、南山田郵便局、三花郵便局、武蔵郵便局、耶馬溪郵便局、山香郵便局、山国郵便局、由布院郵便局及び四日市郵便局
(略)	(略)	(略)	(略)
2 次表の中欄に掲げる事業所（同表の右欄に掲げる期限日までの間に限ります。）		2 次表の中欄に掲げる事業所（同表の右欄に掲げる期限日までの間に限ります。）	

都道府県名	事業所名	期限日
茨城県	羽島郵便局	2026年8月2日
栃木県	喜連川郵便局	2026年7月12日
	鬼怒川温泉郵便局	2026年7月26日
群馬県	尾島郵便局	2026年6月14日
	富士見郵便局	2026年8月23日
長野県	喬木郵便局及び豊丘郵便局	2026年5月17日
	木島平郵便局及び常盤郵便局	2026年5月31日

別記16 特別料金(4)が適用される郵便区内特別郵便物の差出事業所

次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる事業所とします。

1 (略)

2 別記13の封筒の材質等に関する条件を満たす厚さ6ミリメートル以下の特殊取扱としない定形郵便物であって、6けた目及び7けた目が「00」の郵便番号が付された地域に存するあて所にあてたもの以外のもの

次のいずれかの事業所とします。

(1) (略)

(2) 別記15に掲げる事業所のうち、**次表の中欄に掲げる事業所（同表の右欄に掲げる期限日までの間に限ります。）**

都道府県名	事業所名	期限日
北海道	厚床郵便局、姉別郵便局、尾幌郵便局、川湯郵便局、薫別郵便局、茶内郵便局、天売郵便局、塘路郵便局、中春別郵便局、 中西別郵便局 、虹別郵便局、浜中郵便局、 美留和郵便局 及び焼尻郵便局	2028年3月31日
(略)	(略)	(略)
愛知県	津具郵便局、 作手郵便局 及び豊根郵便局	2028年3月31日
(略)	(略)	(略)

都道府県名	事業所名	期限日
北海道	石崎郵便局、札弦郵便局、仙美里郵便局、館平郵便局、中西別郵便局、美留和郵便局、御影郵便局、夕張郵便局及び若松郵便局	2026年10月18日
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
群馬県	(削る)	(削る)
	富士見郵便局	2026年8月23日
(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
岐阜県	石徹白郵便局及び坂内郵便局	2026年8月23日
愛知県	御油郵便局、作手郵便局、額田郵便局、萩原郵便局、葉栗郵便局、平和郵便局及び盛岡郵便局	2026年8月23日
三重県	阿山郵便局、大山田郵便局及び大王郵便局	2026年8月23日
熊本県	田浦郵便局及び湯浦郵便局	2026年9月27日
大分県	東中浦郵便局	2026年9月27日

別記16 特別料金(4)が適用される郵便区内特別郵便物の差出事業所

次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる事業所とします。

1 (略)

2 別記13の封筒の材質等に関する条件を満たす厚さ6ミリメートル以下の特殊取扱としない定形郵便物であって、6けた目及び7けた目が「00」の郵便番号が付された地域に存するあて所にあてたもの以外のもの

次のいずれかの事業所とします。

(1) (略)

(2) 別記15に掲げる事業所のうち、**次のいずれかの事業所**

ア 次表の中欄に掲げる事業所（同表の右欄に掲げる期限日までの間に限ります。）

都道府県名	事業所名	期限日
北海道	中西別郵便局及び美留和郵便局	2026年10月18日
	厚床郵便局、姉別郵便局、尾幌郵便局、川湯郵便局、薫別郵便局、茶内郵便局、天売郵便局、塘路郵便局、中春別郵便局、虹別郵便局、浜中郵便局及び焼尻郵便局	2028年3月31日
(略)	(略)	(略)
愛知県	作手郵便局	2026年8月23日
	津具郵便局及び豊根郵便局	2028年3月31日
(略)	(略)	(略)

	イ 次表の中欄に掲げる事業所（同表の右欄に掲げる期間に限ります。）	
	都道府県名	事業所名
	北海道	弟子屈郵便局及び別海郵便局
	愛知県	新城郵便局
		期間
		2026年10月19日から 2028年3月31日
		2026年8月24日から 2028年3月31日
附 則（2026年7月21日 2026-日郵ネ第0159号） この改正規定は、2026年8月8日から実施します。		